

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成2年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（略）				別表（略）			
(1) 静岡県工業技術研究所				(1) 静岡県工業技術研究所			
種類	細目	単位	金額	種類	細目	単位	金額
ア	ICP発光分析装置	(略)	14,770円	ア	ICP発光分光分析装置	(略)	8,580円
試験機器	(略)	(略)	(略)	試験機器	(略)	(略)	(略)
	イオンクロマトグラフ	(略)	(略)		イオンクロマトグラフ	(略)	(略)
	X線分析顕微鏡	1時間につき	6,330円				
	塩水噴霧装置	(略)	(略)		塩水噴霧装置	(略)	(略)
	音響材料評価システム	(略)	(略)		音響材料評価システム	(略)	(略)
	回転式粘度計	(略)	(略)		回転式粘度計	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	光学設計支援システム	(略)	(略)		光学設計支援システム	(略)	(略)
	高速液体クロマトグラフ	(略)	(略)		高速液体クロマトグラフ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	自記分光光度計	(略)	(略)		自記分光光度計	(略)	(略)
					高精度自由曲面測定機	1時間につき	16,070円
					高速液体クロマトグラフ	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)
					自記分光光度計	(略)	(略)
					自公転攪拌脱泡機	1時間につき	760円

	実体顕微鏡	(略)	(略)		実体顕微鏡	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	周波数可変交流電 源	(略)	(略)		周波数可変交流電 源	(略)	(略)
	衝撃試験機 (包材 用を除く。)	(略)	(略)		衝撃試験機 (包材 用を除く。)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	ダンピング測定シ ステム	(略)	(略)		ダンピング測定シ ステム	(略)	(略)
	<u>TOC計</u>	<u>1時間に</u>	<u>1,980円</u>				
		<u>つき</u>					
	定電圧電源	(略)	(略)		定電圧電源	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	熱変形試験装置	(略)	(略)		熱変形試験装置	(略)	(略)
					<u>ノッチカッター</u>	<u>1時間に</u>	<u>790円</u>
						<u>つき</u>	
	配光測定装置	(略)	(略)		配光測定装置	(略)	(略)
	箱圧縮試験機	(略)	<u>2,890円</u>		箱圧縮試験機	(略)	<u>5,780円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	万能引張試験機	(略)	(略)		万能引張試験機	(略)	(略)
					<u>微小部蛍光X線分 析装置</u>	<u>1時間に</u>	<u>9,280円</u>
						<u>つき</u>	
	非接触三次元測定 機 (データ処理・解 析システム)	(略)	(略)		非接触三次元測定 機 (データ処理・解 析システム)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	ビデオマイクロス コープ	(略)	(略)		ビデオマイクロス コープ	(略)	(略)
		<u>1撮影ご とに</u>	<u>90円</u>				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)				(略)		
カ	カラープロッタ	<u>B1サイ ズ1枚に</u>	<u>840円</u>	カ	カラープロッタ	<u>B2サイ ズ1枚に</u>	<u>730円</u>
デ		<u>つき</u>		デ		<u>つき</u>	

ザ イ ン 機 器	企画・設計支援システム	(略)	1,100円
	高画質デジタルカメラ	(略)	510円
	(略)	(略)	(略)
	三次元樹脂造型機	(略)	1,720円
	三次元スキャナ	1時間につき	1,260円
	三次元切削加工機	1時間につき	1,390円
	製造加工支援システム	(略)	1,890円
	デジタルカラー複写機	(略)	110円
	レーザー加工機	(略)	930円
	(略)		

(略)

(2) 沼津工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア 試 験 機 器	(略)	(略)	(略)
	振とう培養機	(略)	(略)
	振動試験機	1時間につき	2,600円
	静電気シミュレータ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	発振器	(略)	(略)
	万能投影機	1時間につき	1,550円

ザ イ ン 機 器	企画・設計支援システム	(略)	1,510円
	高画質デジタルカメラ	(略)	940円
	(略)	(略)	(略)
	三次元樹脂造型機	(略)	1,470円
	視線計測装置	1時間につき	3,420円
	製造加工支援システム	(略)	1,760円
	デジタルカラー複写機	(略)	70円
	UVプリンタ	1時間につき	3,440円
	レーザー加工機	(略)	1,430円
	(略)		

(略)

(2) 沼津工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア 試 験 機 器	(略)	(略)	(略)
	振とう培養機	(略)	(略)
	振動試験機 (静音小型)	1時間につき	2,830円
	振動試験機 (中型)	1時間につき	3,470円
	静電気シミュレータ	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	発振器	(略)	(略)

	表面粗さ・輪郭測定機（表面粗さ計分）	つき (略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(略)

(3) 富士工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	油吸収メータ	(略)	(略)
試験機器	印刷適性試験機（IGT）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	遊星型ボールミル	(略)	(略)
	横型引張試験機（50N）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(略)

(4) 浜松工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	蛍光エックス線厚さ測定装置	(略)	(略)
試験機器	計測用 X 線 CT（解析）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	熱画像装置	(略)	(略)

	表面粗さ・輪郭測定機（表面粗さ計分）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(略)

(3) 富士工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	油吸収メータ	(略)	(略)
試験機器	位相差顕微鏡	1 時間に つき	970円
	印刷適性試験機（IGT）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	遊星型ボールミル	(略)	(略)
	遊星式混練機	1 時間に つき	4,720円
	横型引張試験機（50N）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)			

(略)

(4) 浜松工業技術支援センター

種類	細目	単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	蛍光エックス線厚さ測定装置	(略)	(略)
試験機器	蛍光 X 線分析装置	1 時間に つき	6,480円
	計測用 X 線 CT（解析）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	熱画像装置	(略)	(略)
	熱衝撃試験機	1 時間に	1,930円

	熱伝導率計	(略)	(略)		熱伝導率計	つき (略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	フーリエ変換赤外	(略)	<u>3,160円</u>		フーリエ変換赤外	(略)	<u>2,950円</u>
	分光光度計				分光光度計		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)					(略)		
(略)					(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「

申請者 住所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$ を
氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$ ⑩

」

「

申請者 住所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$ に改める。
氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$

」

様式第2号(注)を次のように改める。

(注)

- 1 太線の枠内は、記入しないでください。
- 2 押印以外の方法により本人確認ができる場合は、押印を省略することができます。

様式第3号中

「

申請者 住所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$
氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$ ④ を

電話番号

連絡責任者氏名

」

「

申請者 住所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$
氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$ に改める。

電話番号

連絡責任者氏名

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例（平成2年静岡県条例第10号）第6条第1項の規定により承認を受けた機器等の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、新規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。